

## 5 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2012年10月11日

### ◆審査事項「大規模な自然災害への対応について」

#### Q 村岡正嗣委員

- 1 ゲリラ豪雨対策について、さいたま市と協議会を立ち上げたとのことだが、今後、ほかの市町村にも広げていくことが必要であると考えている。協議会設置の目標や進め方についてどう考えているか。また、さいたま市との協議会における調整の中身はどのようなものなのか。
- 2 調節池整備による河川改修のスピードアップについて、事例と効果について教えてほしい。
- 3 土砂災害防止対策について、地すべり箇所が110箇所あるが、これを防止することはなかなか大変だと思う。現在、対策を実施している所はあるのか。ある場合は、どのような方法で実施しているのか。
- 4 土砂災害警戒区域などの区域指定の要件はどのようなものか。また、区域指定されると土地利用等においてどのような規制がかかるのか。

#### A 河川砂防課長

- 1 取組を県内各地に広げて行くことは重要と考えている。現在、さいたま市とだけ協議会を行っているので、さらに連携のモデルとなる市町村を選定し、ノウハウを蓄積して取組を広げたい。また、早めにモデルとなる連携の市町村を選定していきたい。さいたま市と調整の中身については、事業の実施前、実施中、実施後の各段階において調整を図りながら、効果的な取組について検討している。例えば、市の下水道から河川に放流する場合は、河川の流下能力に見合った量を放流していただいているが、河川整備が完了しても昔のまま改善されていない場合やその構造に不具合がある場合があるので、改善するなどの調整を進めている。
- 2 現在、中川では、羽生市で発生している浸水被害を軽減するため、中手子林調節池を整備している。これにより上流の河道改修を進め、浸

- 水被害の軽減を図っている。また、青毛堀川では、鷲宮駅前で平成20年に大きな水害が発生したことから、調節池の整備を進めている。
- 3 地すべり対策工事については、皆野町やときがわ町などで行っている。地すべりを防止するためには地下水位を下げる必要があり、集水井や横ボーリングなどの対策を行っている。なお、民地で工事を実施する場合は用地買収を行い施工している。
- 4 指定要件は、土砂災害防止法に基づき地形状況から決めている。また、規制については、土砂災害特別警戒区域に指定されると、特定の開発行為が許可制となり、建築物についても構造規制などがかかる。

#### Q 村岡委員

- 1 ゲリラ豪雨は、瞬間的に、かつ、大体5kmから10kmの限られた範囲で発生する。調節池の越流堤の高さについて再検討すべきと考えるが、いかがか。
- 2 ゲリラ豪雨では、一時的に水位が上がり、浄化槽の蓋が飛んだり、トイレの逆流などが発生したりする。市が対応すべきことであるとは思いますが、浄化槽の蓋の上に土のうを設置したり、トイレに水を入れたビニール袋を備えておくことで屋内浸水を防止できる。このような、ゲリラ豪雨による被害を防ぐ取組について、連絡調整会議等で市に情報提供することを検討してもらいたい。また、愛知の岡崎市では、平成20年に1時間当たり146mmの豪雨が降り、その経験を踏まえて道路にサイレン警報機を設置した所があるが、これについても市に提案することはできないのか。
- 3 先ほど、飯能市で土砂災害の防災訓練に6,000人参加したとの説明があったが、ほかにも民家が密集している所などは訓練を実施していくべきであると考えている。市との連携も含めて

どう考えているのか。

- 4 土砂災害警戒区域の指定の対象となる場所については、土地利用等について県全体で防災の観点からの対応が必要であると考えますが、都市計画上の防災の考え方について聞きたい。

#### A 河川砂防課長

- 1 越流堤の高さは、計画規模の降雨に対して設定している。越流堤を下げた場合、早い段階で洪水が調節地に流入し、計画している流量低減効果が得られないおそれがある。このため、慎重に考えて対応していきたい。
- 2 地域の状況に応じて対応が変わるので、市町村がきめ細かに対応することが基本となる。県で得るような情報があれば、いろいろな機会を活用し、市町村に情報提供していきたい。
- 3 土砂災害の防災訓練であるが、平成23年度は土砂災害警戒区域を指定した17市町村を対象に防災訓練を行ったが、平成24年度は土砂災害警戒情報の発令対象である市町村のうち41市町村が参加している。引き続き広く参加を呼び掛けていきたい。

#### A 都市計画課長

- 4 土地利用における現状の考え方としては、土砂災害警戒区域等災害のおそれのある区域については、市街化区域には編入しないこととしている。また、土砂災害特別警戒区域については、開発行為は許可しないこととしている。土砂災害警戒区域においても、開発許可を受けるためには、地盤の改良や排水施設の設置等安全を確保するための必要な対策を講じるものに限って許可することとしている。都市計画上、防災の観点は非常に重要である。平成23年度から都市計画法の手續については市町村に権限移譲さ

れた。市町村が決定するものも含め全ての都市計画が従うべき、いわばバイブルとも言える「都市計画区域の整備・開発・保全の方針」については知事が定めるが、現在防災の観点も盛り込むよう一斉見直しを進めているところである。

#### Q 村岡委員

土砂災害による被害を防止するためには、住民の避難対策を進めることが大事である。委員会視察で行った京都市市民防災センターにおいて土砂災害が発生するシミュレーションを体験したが、土砂災害が発生するタイミングを事前に把握する技術的知見を県はどの程度持っており、どのように情報発信しているのか。また、目視等によるのではなく、土砂災害の発生を未然にキャッチできる機械を設置している箇所はあるのか。

#### A 河川砂防課長

現状では、本県には土砂災害が発生するタイミングを正確に捉える知見はない。土砂災害の発生を事前に知らせるため、降雨強度や総雨量などを用いて、それらが発令基準を超えた場合に土砂災害警戒情報を発令しているが、土砂災害警戒情報を発令したからといって必ず土砂災害が発生する訳でもない。技術力や知見を高めるよう努めていきたい。

#### (意見・提言)

#### 村岡委員

ゲリラ豪雨対策や内水氾濫対策については、是非、市町村との連携の強化を一層進めるとともに、河川・下水道の事業調整を行うために市町村との協議会の設置を更に広げること。